

大井上水道企業団

平成28年度 水質検査計画

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

また、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の公表
9. 関係者との連携

大井上水道企業団では、皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況や過去の水質検査結果に応じた適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることに対して、ご理解をいただけるよう水質検査計画を作成し、その検査結果を公表するものであります。

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所（水道法施行規則第15条第1項第2号）を選定します。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目です。
- (3) 検査頻度は、
 - ・給水栓では、水道法に基づき、色、濁り、消毒の残留効果等の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）は、1日1回行います。
 - また、水道法に基づき、一般細菌、大腸菌、有機物、味、臭気及び濁度等の検査（水道法施行規則第15条第1項第3号）は、月1回行います。
 - ・給水栓の水が常に安定して良好であり、水質基準を十分に満足していることから、年4回、年1回以上あるいは3年に1回以上に検査頻度を緩和して水質検査を実施します。
 - ・各水源地及び一部配水池では、水質連続自動測定法により、水温、遊離残留塩素、pHの検査を行います。

2. 水道事業の概要

- (1) 下坂配水池系統 検査地点（島公民館）
金谷水源地及び下坂水源地並びに第3水源地にて大井川の伏流水を一日平均6,885m³取水し、ポンプ圧送にて下坂配水池に送水し、自然流下で給水しています。
- (2) 牧之原配水池系統 検査地点（金谷南地域交流センター）
金谷水源地及び下坂水源地並びに第3水源地にて大井川の伏流水を一日平均6,885m³取水し、下坂配水池及び中継ポンプ所を経由して、猪土居配水池に送水し、ポンプ圧送にて牧之原配水池へ、牧之原配水池は高区・低区の2層に分かれており、高区は、猪土居、富士見町、菊川、城山、松島、神谷城、吹木に配水し、低区は、坂町、新町、南町、金谷配水池へそれぞれ自然流下で給水しています。
- (3) 猪土居以南系統 検査地点（追廻老人憩いの家）
金谷水源地及び下坂水源地並びに第3水源地にて大井川の伏流水を一日平均6,885m³取水し、下坂配水池及び中継ポンプ所を経由して、猪土居配水池に送水し、牧之原市方面に自然流下で給水しています。
- (4) 五和配水池系統 検査地点（消防団第13分団詰所）
五和水源地及び五和第2水源地にて大井川の伏流水を一日平均1,399m³取水し、配水池を経由して自然流下及びポンプ圧送で島、牛尾、横岡新田、竹下に給水しています。
- (5) 大代配水池系統 検査地点（横岡新田ゲートボール場）
番生寺水源地にて大井川の伏流水を一日平均1,031m³取水し、ポンプ圧送にて白銀ポンプ所を経由して、大代に送水し、大代、志戸呂、竹下、横岡には自然流下、栗島地区には栗島配水池に送水し栗島地区に自然流下で給水しています。

※一日の平均取水量は平成26年度のデータを参考にしています

給水状況

区分	内容
構成市	島田市(旧金谷町)・牧之原市及び菊川市の一部
給水人口(平成26年度末)	20,440(人)
給水戸数	7,651(戸)
計画一日最大給水量	12,700m ³
一日最大給水量	10,558m ³ (平成26年7月12日)

取水施設概要

区分	金谷水源地	第3水源地	下坂水源地	五和水源地	五和第2水源地	番生寺水源地
所在地	島田市金谷東一丁目1255-2	島田市金谷泉町1841	島田市金谷泉町14-12	島田市牛尾字上之島98-6	島田市横岡新田字宮束中島83-10	島田市番生寺字寺ノ前30-2
敷地面積(m ²)	4,153	60	205	235	102	87
原水の種類	浅井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸
最大取水能力(m ³)	7,272	3,456	4,838	1,584	3,456	3,456
浄水処理方法	次亜塩素処理 消石灰注入	次亜塩素処理	次亜塩素処理	次亜塩素処理	次亜塩素処理	次亜塩素処理

3. 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

原水の状況

水源地名	金谷水源地	第3水源地	下坂水源地	五和水源地	五和第2水源地	番生寺水源地
原水の汚染要因	・特になし	・特になし	・特になし	・降雨及び地震時における濁水発生	・特になし	・特になし
水質管理上注目すべき項目	・特になし	・特になし	・特になし	・濁度及び色度	・特になし	・特になし

4. 検査地点

(1) 蛇口

当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を検査地点とし5箇所（水質検査表（1）参照）設定しました。
さらに、水道法に基づく1日1回行う検査も同様に5箇所（水質検査表（2）参照）設定しました。

(2) 水源

各水源地ごとに原水水質検査を6箇所（水質検査表（3）参照）設定しました。
水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき検査箇所を6箇所（水質検査表（5）参照）設定しました。

検査地点及び検査項目

	水質基準項目	1日1回行う検査	原水水質検査	水質管理 目標設定項目	指標菌検査	クリプトスポリジウム検査
項目	水質検査表（1）	水質検査表（2）	水質検査表（3）	水質検査表（4）	水質検査表（5）	
検査頻度	月1回～年4回	1日1回	年1回	年1回	月1回～年4回	年4回
検査地点	島公民館	島田市島地内	金谷水源地	島公民館	金谷水源地	
	金谷南地域交流センター	島田市金谷本町地内	第3水源地		第3水源地	
	追廻老人憩いの家	牧之原市布引原地内	下坂水源地		下坂水源地	
	消防団第13分団詰所	島田市竹下地内	五和水源地 五和第2水源地		五和水源地(毎月) 五和第2水源地(毎月)	五和水源地 五和第2水源地
	横岡新田ゲートボール場	島田市志戸呂地内	番生寺水源地		番生寺水源地(毎月)	番生寺水源地

5. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

法令に基づく水質検査表（1）の水質基準項目（51項目）の水質検査を行います
なお、法令に基づく水質検査表（2）の1日1回行う検査の項目についても検査を行います。

イ 検査頻度

- 1 法令に基づく水質検査表（1）の項目No.1. 2. 38. 46～51の検査は毎月1回行います。
- 2 法令に基づく水質検査表（1）の項目No.9～11. 21～31. 39. 40の検査は年4回行います。
- 3 法令に基づく水質検査表（1）の項目No.3～7. 8. 12～20. 32～37. 41. 44. 45はその検査結果が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、2/10以下の場合には年1回まで検査頻度を緩和して検査を行います。
- 4 法令に基づく水質検査表（1）の項目No.42. 43は藻類の発生時期の8月に行います。
- 5 法令に基づく水質検査表（2）の色、濁り、残留塩素の検査は1日1回行います。
- 6 法令に基づく水質検査表（3）の原水全項目検査（40項目）は、原水の水質が最も悪化している時期に年1回、各水源地で行います。
- 7 水質検査表（5）は、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、レベル3である五和水源地・五和第2水源地・番生寺水源地では、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回、指標菌を毎月1回検査します。レベル2である金谷水源地・第3水源地・下坂水源地では、3ヶ月に1回、原水の指標菌の検査を行います。

(2) 水質管理目標設定項目と検査頻度

ア 水質管理目標設定項目

水質検査表（4）の検査は、水質管理目標設定項目（34項目）の水質検査を行います。

イ 検査頻度

下坂配水池系の島公民館で年1回行います。

6. 水質検査方法

水質検査は、水質検査業務委託契約により厚生労働省に登録する検査機関に委託します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。なお、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

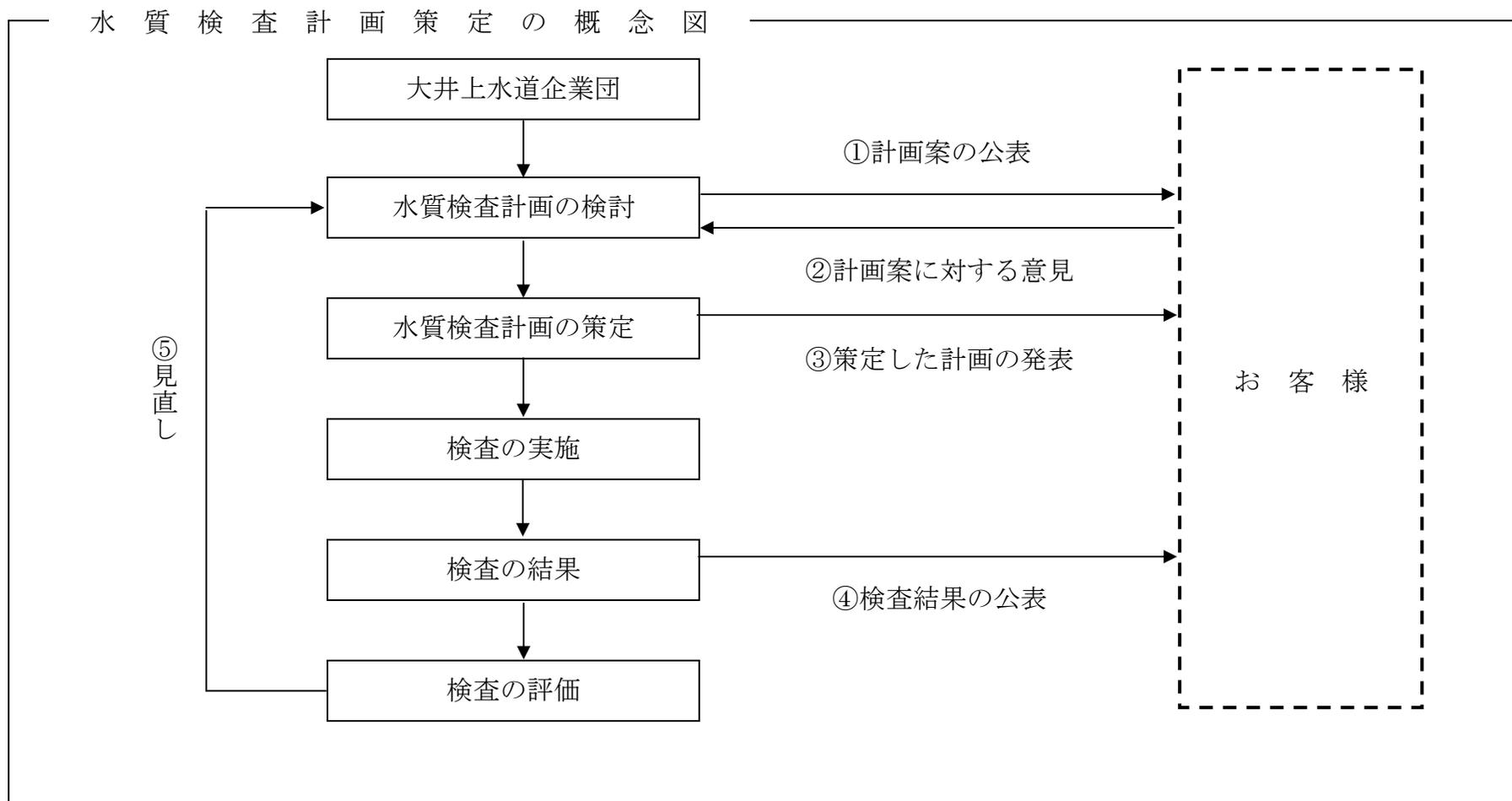
7. 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、蛇口の水で水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 毎日の施設巡視の結果、水源地周辺が汚れるなど日ごとと変わった事を発見したとき。
- (3) 大規模地震などの自然災害により水質が変化する可能性があるとき。

8. 水質検査の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、速やかに公表します。また、水質検査計画は毎年作成します。



9. 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、静岡県及び水質検査委託機関と連携し、水質検査等を行います。

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

検査地:金谷南地域交流センター 系統:金谷配水地系

項目NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年) 蛇口	設定理由等
				検査頻度	検査省略頻度		
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	月1回	月1回	12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌群	検出されないこと	不検出	月1回	月1回	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年1回	3年1回*1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.002			1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			年4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.6	年4回	年4回	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	年1回	3年1回*1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			1	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			1	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満			1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			1	
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			1	
21	塩素酸	0.6以下	0.1			年4回	
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4			
23	クロロホルム	0.06以下	0.008	4			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	4			
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.01未満	4			
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01	4			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	4			
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.005	4			
30	ブromホルム	0.09以下	0.009未満	4			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4			
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01	年1回	3年1回*1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			1	
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満			1	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.7			1	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	
38	塩化物イオン	200以下	4.8			月1回	月1回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	88	年4回	年4回	4	
40	蒸発残留物	500以下	180	年4回	年4回	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年1回	3年1回*1	1	
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	6・7・8・9月	発生時期に年1回	1	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			1	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年1回	3年1回*1	1	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			12	
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.1			12	
48	味	異常でない	異常なし			12	
49	臭気	異常でない	異常なし	12			
50	色度	5度以下	0.5未満	12			
51	濁度	2度以下	0.2	12			

- 備考 ① 過去3年間の期間としてはH24年10月～H27年10月になります。
 ② *1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に3年に1回に、基準値の2/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に1年に1回に省略可能である。基準値の2/10以上となる場合は1年4回行うことになる。
 ③ -は、未検査あるいは検査を行いません。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

検査地:牧之原市布引原地内 系統:猪土居配水地以南系

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度(回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

検査地: 追廻老人憩いの家 系統: 猪土居配水地以南系

項目NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)	蛇口	設定理由等	
				検査頻度	検査省略頻度				
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	月1回	月1回		12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
2	大腸菌群	検出されないこと	不検出	月1回	月1回		12		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年1回	3年1回*1		1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満				1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満				1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.002				1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満				1		
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満				1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.005				4		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			年4回	年4回		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.6				4		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	年1回	3年1回*1		1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満				1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満				1		
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満				1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満				1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満				1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満				1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満				1		
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満				1		
21	塩素酸	0.6以下	0.1			年4回	年4回		
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満		4				
23	クロロホルム	0.06以下	0.006未満		4				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満		4				
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.01未満		4				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満		4				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01未満		4				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満		4				
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.003		4				
30	ブromホルム	0.09以下	0.009未満		4				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満		4				
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	年1回	3年1回*1		1		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満				1		
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満				1		
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満				1		
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.3				1		
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満				1		
38	塩化物イオン	200以下	6			月1回	月1回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	87	年4回	年4回		4		
40	蒸発残留物	500以下	190				4		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年1回	3年1回*1		1		
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	6・7・8・9月	発生時期に年1回		1		これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満				1		
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年1回	3年1回*1		1		法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満				1		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満				12		
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.3				12		
48	味	異常でない	異常なし			月1回	月1回		
49	臭気	異常でない	異常なし		12				
50	色度	5度以下	2		12				
51	濁度	2度以下	0.3				12		

- 備考 ① 過去3年間の期間としてはH24年10月～H27年10月になります。
 ② *1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に3年に1回に、基準値の2/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に1年に1回に省略可能である。基準値の2/10以上となる場合は1年4回行うことになる。
 ③ -は、未検査あるいは検査を行いません。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

検査地: 牧之原市布引原地内 系統: 猪土居配水地以南系

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度(回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

検査地:横岡ゲートボール場 系統:大代配水地系

項目NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年) 蛇口	設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度				
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	月1回	月1回	12			
2	大腸菌群	検出されないこと	不検出	月1回	月1回	12			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年1回	3年1回*1	1	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			4			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			年4回		年4回	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.8	年4回	年4回	4			
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	年1回	3年1回*1	1			
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			1			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			1			
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			1			
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			1			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満			1			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			1			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			1			
21	塩素酸	0.6以下	0.07			年4回		年4回	4
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4					
23	クロロホルム	0.06以下	0.006未満	4					
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	4					
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01未満	4					
26	臭素酸	0.01以下	0.001	4					
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01未満	4					
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	4					
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.003	4					
30	ブロモホルム	0.09以下	0.009未満	4					
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4					
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	年1回	3年1回*1	1			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			1			
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満			1			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.0			1			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1			
38	塩化物イオン	200以下	4.8	月1回	月1回	12			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	76	年4回	年4回	4			
40	蒸発残留物	500以下	160	年4回	年4回	4			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年1回	3年1回*1	1			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	6・7・8・9月	発生時期に年1回	1	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			1			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年1回	3年1回*1	1	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。		
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			月1回		月1回	12
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.1						12
48	味	異常でない	異常なし						12
49	臭気	異常でない	異常なし	12					
50	色度	5度以下	0.5未満	12					
51	濁度	2度以下	0.1	12					

- 備考 ① 過去3年間の期間としてはH24年10月～H27年10月になります。
 ② *1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に3年に1回に、基準値の2/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に1年に1回に省略可能である。基準値の2/10以上となる場合は1年4回行うことになる。
 ③ -は、未検査あるいは検査を行いません。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

検査地:牧之原市布引原地内 系統:猪土居配水地以南系

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度(回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

検査地: 島公民館 系統: 下坂配水地系

項目NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年) 蛇口	設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度				
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	月1回	月1回	12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。		
2	大腸菌群	検出されないこと	不検出	月1回	月1回	12			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年1回	3年1回*1	1			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			4			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			年4回		年4回	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.8			年4回		年4回	4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	年1回	3年1回*1	1			
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			1			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			1			
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			1			
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			1			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満			1			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			1			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			1			
21	塩素酸	0.6以下	0.1	年4回	年4回	4			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4			
23	クロロホルム	0.06以下	0.007			4			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			4			
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01未満			4			
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01未満			4			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			4			
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.004			4			
30	ブロモホルム	0.09以下	0.009未満			4			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満			4			
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	年1回	3年1回*1	1			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			1			
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満			1			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.7			1			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1			
38	塩化物イオン	200以下	5.2	月1回	月1回	12			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	81	年4回	年4回	4			
40	蒸発残留物	500以下	170	年4回	年4回	4			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年1回	3年1回*1	1			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	6・7・8・9月	発生時期に年1回	1	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			1			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年1回	3年1回*1	1	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。		
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			12			
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.1			12			
48	味	異常でない	異常なし			12			
49	臭気	異常でない	異常なし	12					
50	色度	5度以下	0.5未満	12					
51	濁度	2度以下	0.2	12					

- 備考 ① 過去3年間の期間としてはH24年10月～H27年10月になります。
 ② *1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に3年に1回に、基準値の2/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に1年に1回に省略可能である。基準値の2/10以上となる場合は1年4回行うことになる。
 ③ -は、未検査あるいは検査を行いません。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

検査地: 牧之原市布引原地内 系統: 猪土居配水地以南系

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度(回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

検査地: 消防団第13分団詰所 系統: 五和配水地系

項目NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)	蛇口	設定理由等	
				検査頻度	検査省略頻度				
1	一般細菌	100個/ml以下	28個/ml	月1回	月1回		12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
2	大腸菌群	検出されないこと	不検出	月1回	月1回		12		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年1回	3年1回*1		1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満				1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満				1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.003				4		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満				1		
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満				1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満				4		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			年4回	年4回		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3.5				4		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	年1回	3年1回*1		1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満				1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満				1		
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満				1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満				1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満				1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満				1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満				1		
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満				1		
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満			年4回	年4回		
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満		4				
23	クロロホルム	0.06以下	0.006未満		4				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満		4				
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.01未満		4				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満		4				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01未満		4				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満		4				
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.004		4				
30	ブromホルム	0.09以下	0.009未満		4				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満		4				
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	年1回	3年1回*1		1		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満				1		
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満				1		
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満				1		
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	6.1				1		
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満				1		
38	塩化物イオン	200以下	4.7			月1回	月1回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	84	年4回	年4回		4		
40	蒸発残留物	500以下	180				4		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年1回	3年1回*1		1		
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	6・7・8・9月	発生時期に年1回		1		これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満				1		
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年1回	3年1回*1		1		法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満				1		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.4				12		
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.0				12		
48	味	異常でない	異常なし			月1回	月1回		
49	臭気	異常でない	異常なし		12				
50	色度	5度以下	2		12				
51	濁度	2度以下	0.5				12		

- 備考 ① 過去3年間の期間としてはH24年10月～H27年10月になります。
 ② *1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に3年に1回に、基準値の2/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合に1年に1回に省略可能である。基準値の2/10以上となる場合は1年4回行うことになる。
 ③ -は、未検査あるいは検査を行いません。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

検査地: 牧之原市布引原地内 系統: 猪土居配水地以南系

項目NO.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度(回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

原水水質検査

水質検査表(3) 水質基準

(金谷水源地・下坂水源地・第3水源地・番生寺水源地・五和水源地・五和第2水源地)

項目 NO.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	検査計画頻度(1回/年)		設定理由等
			原水	金谷水源地・第3水源地・下坂水源地・番生寺水源地・五和水源地・五和第2水源地	
1	一般細菌	100個/ml	1	1	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	1	1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04	1	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	
14	四塩化炭素	0.002	1	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01	1	1	
20	ベンゼン	0.01	1	1	
21	亜鉛及びその化合物	1	1	1	
22	アルミニウム及びその化合物	0.2	1	1	
23	鉄及びその化合物	0.3	1	1	
24	銅及びその化合物	1	1	1	
25	ナトリウム及びその化合物	200	1	1	
26	マンガン及びその化合物	0.05	1	1	
27	塩化物イオン	200	1	1	
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	1	1	
29	蒸発残留物	500	1	1	
30	陰イオン界面活性剤	0.2	1	1	
31	ジエオスミン	0.00001	1	1	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査
32	2-メチルイソボルネオール	0.00001	1	1	
33	非イオン界面活性剤	0.02	1	1	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
34	フェノール類	0.005	1	1	
35	有機物(TOC)	3	1	1	
36	pH値	5.8-8.6	1	1	
37	味	異常でない	1	1	
38	臭気	異常でない	1	1	
39	色度	5度	1	1	
40	濁度	2度	1	1	

水質検査表(4) 水質管理目標設定項目

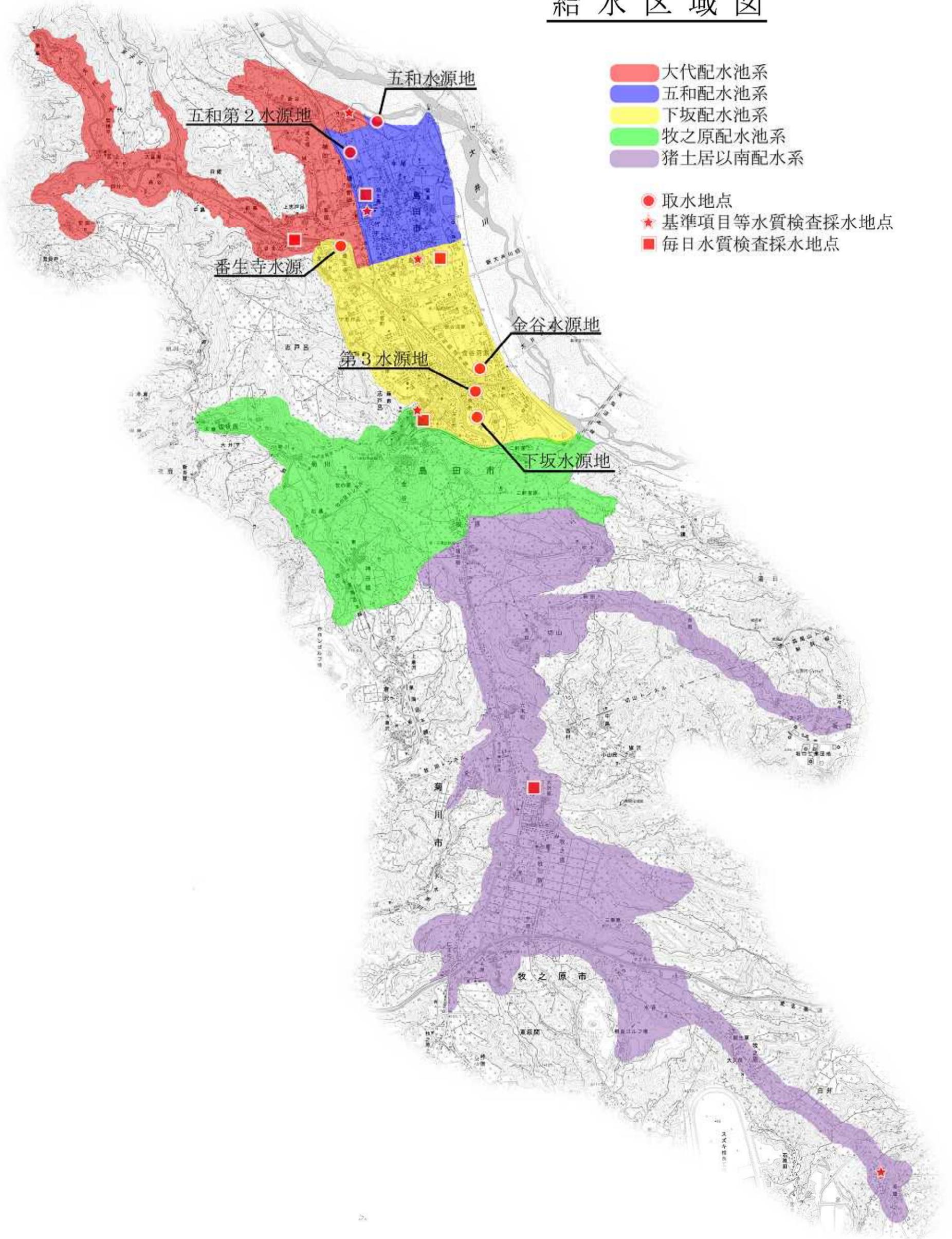
検査地: 島公民館 系統: 下坂配水地系

項目 NO.	水質管理目標設定項目	目標値(mg /L)	検査頻度(回/年)	
			浄水	
			蛇口	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002	1	
3	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	1	
4	遊離炭酸	20	1	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	1	
6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1	
7	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1	
8	トルエン	0.4	1	
9	メチルtertブチルエーテル	0.02	1	
10	臭気強度(TON)	3	1	
11	ジクロロアセトニトリル	0.01	1	
12	抱水クロラール	0.02	1	
13	イソキサチオン	0.008	1	
14	フェニトロチオン(MEP)	0.01	1	
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	1	
16	クロロタロニル(TPN)	0.05	1	
17	フェノカルブ(BPMC)	0.03	1	
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	1	
19	アセフェート	0.006	1	
20	クロルピリホス	0.003	1	
21	トリクロロホン(DEP)	0.005	1	
22	ベンジクロン	0.1	1	
23	ピロキロン	0.04	1	
24	チオファネートメチル	0.3	1	
25	メチルチオン(DMTP)	0.004	1	
26	ジメエート	0.05	1	
27	エトフェンプロックス	0.08	1	
28	フェンチオン(MPP)	0.006	1	
29	メソミル	0.03	1	
30	ペノミル	0.02	1	
31	プロプロフェジン	0.02	1	
32	プロペナゾール	0.05	1	
33	イミダクサン酢酸塩	0.006	1	
34	腐食性等	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1

水質検査表(5) 指標菌検査・クリプトスポリジウム検査(金谷水源地・下坂水源地・第3水源地・番生寺水源地・五和水源地・五和第2水源地)

	原水の種類	指標菌の検出	水源地	予防設備等
レベル4	地表水	あり	該当なし	
レベル3	地表水以外	あり	五和・番生寺・五和第2	
レベル2	地表水等が混入していない被圧地下水以外	なし	金谷・第3・下坂	
レベル1	地表水等が混入していない被圧地下水	なし	該当なし	

給水区域図



- 大代配水池系
- 五和配水池系
- 下坂配水池系
- 牧之原配水池系
- 猪土居以南配水系

- 取水地点
- ★ 基準項目等水質検査採水地点
- 毎日水質検査採水地点